

# 北九州市環境物品等の調達に関する基本方針

## 1 目的

この基本方針は、北九州市環境基本条例第15条（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）に基づき、北九州市の公務の執行において必要となる物品等の調達にあたり、環境物品等の優先的な調達の推進を図ることを目的とする。

## 2 定義

### (1) 環境物品等

環境物品等とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第2条第1項に規定する物品または役務をいう。

### (2) 特定調達品目

特定調達品目とは、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類をいう。

### (3) 特定調達物品等

特定調達物品等とは、特定調達品目の判断の基準を満たす物品等をいう。

## 3 推進体制

環境物品等の調達を全庁的かつ効果的に推進していくため、環境局は、各局・区・室等との連絡調整、推進策の検討などを行うものとする。

## 4 環境物品等の調達の推進の基本的考え方

以下の基本的考え方に基づき、環境物品等の調達を行うとともに、調達された物品等を使用するものとする。

- (1) できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達するものとする。
- (2) 廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目を可能な限り包括的に捉え、かつ、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。

- (3) 環境物品等の調達にあたっては、調達総量を抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努める。また、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。
- (4) 特定調達品目を調達しようとする際、経費が著しく割高となる場合は、環境物品等でないものを購入もしくは借上げることができる。
- (5) 特定調達物品等以外の物品等についても、その事務または事業の状況に応じて、可能な限り環境物品等の調達を推進するものとする。

## 5 特定調達物品等の調達の推進

### (1) 特定調達品目の対象分野

別記のとおりとする。

### (2) 特定調達物品の判断の基準と配慮事項

別記のとおりとする。

### (3) 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

環境局は、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすものについて、毎年度、調達目標を設定するものとする。

## 6 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

環境局は、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や特定調達物品等の開発、普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、特定調達品目及びその判断の基準等を適宜見直すとともに、その結果を周知するものとする。

## 7 情報の普及

環境局は、全庁的な調達の推進に資するため、環境物品等の情報を取りまとめ、その普及を図る。

また、あわせて市民や事業者の優先的購入に資するため、情報の提供に努める。

## 8 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、市長事務部局、消防局、上下水道局、交通局、

公営競技局、市議会事務局、教育委員会事務局、行政委員会事務局、農業委員会事務局とする。

なお、外郭団体においては、この基本方針に準じて環境物品等の調達に努めるものとする。

## 9 その他

この方針に定めるもののほか、この方針の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

## 10 施行期日

この方針は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。